杉並子育て応援券・ゆりかご券のご利用のご案内

NPO法人フローレンス(以下「当法人」といいます。)は、杉並区よりサービス提供事業者の指定を受けております。自宅での託児サービスという分類にて『杉並子育て応援券・ゆりかご券』のご利用が可能です。ご利用方法は以下のとおりとなります。

【子育て応援券事業における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う自粛要請期間の対応について】

1回のご利用限度額が【20,000円/回】が撤廃されました。

対象期間: 令和2年11月1日から令和4年3月31日まで

※対象期間が1年延長されました(2021/03/31更新)

詳細の内容は杉並区子育て応援事業の内容をご確認ください。

▼杉並区公式HPより

https://www.citv.suginami.tokyo.jp/kosodate/ouenken/about/oshirase/1064878.html

- ■ご利用対象: 病児保育利用時の保育料(交通費は除く)
- ※ご利用がない月の月会費に適用はできません。
- ※月会費のあるプランをご利用の方は、月1回目のご利用料として【20,000円/月】を上限 (2021/03/31更新) 月会費相当額と保育料に適用いたします。

【応援券の適用対象とならないもの】

キャンセル料、こどもレスキュー隊員の交通費、入会金、更新料、保育の利用がなかった月の月会費、その他病児保育利用時にフローレンススタッフが立替えた費用

■ご利用金額:2020年11月1日~2022年3月31日まで利用上限額が撤廃されます。 杉並区の規程により「お子様をお預かりするサービス」の1回の利用限度額は【20,000円/日】となります。(2021/03/31更新)

■ご利用方法:

保育ご利用当日に、こどもレスキュー隊員に必要枚数をお渡しください。 ご利用当日に応援券のご提出がなかった場合は、保育料への適用ができない場合がございます。

※事務局での応援券事前預かりはいたしません。

■その他

- ・ご利用されるお子さんの年齢と有効期限をご確認いただき、ご利用日が有効期間内であることを確認してください。有効期間内でなければご利用の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・記名のお子さん以外にはご利用いただけません。
- ・応援券は1枚500円ですので、ご利用日に発生する保育料に対して500円単位で適用可能です。※500円未満の端数額への適用はできません。

以上

認定NPO法人 フローレンス 病児保育事業部 2021年4月